

大阪市障害者支援計画・障害福祉計画（素案）にかかる

意見募集の結果

1 募集期間

平成23年12月27日から平成24年1月26日

2 素案の公表方法

健康福祉局障害福祉課、大阪市保健所、こころの健康センター、各区役所、大阪市サービスカウンター等で素案・概要版を配布した他、ホームページに掲載

3 受け付け方法

電子メール、ファックス、郵送、持ち込み

4 受付件数	合計	22件
メール		6件
FAX		8件
郵送		7件
持ち込み		1件

5 項目別意見の件数	合計	41件
第1部 総論		
第1章 計画の基本的考え方		3件
第2章 大阪市のこれまでの取り組みと今後の方向性		1件
第3章 計画推進にあたっての基本的な方策		5件
第2部 各論		
第1章 共に支えあって暮らすために		0件
第2章 地域での暮らしを支えるために		7件
第2章の2 地域生活への移行		1件
第3章 地域で学び・働くために		15件
第4章 住みよい環境づくりのために		1件
第5章 地域で安心して暮らすために		3件
第3部 第3期障害福祉計画		2件
その他		3件

パブリックコメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

章番号	章	ご意見の要旨	本市の考え方
第1部 第1章	計画の基本的考え方	「障害のために差別されることなく、自ら主体者として地域で生き方や生活のあり方を選択、決定していけるように」と書かれているが、現実問題として、重度障害者が地域で生活していくにはサービスの支給量が少ない。	本市のサービス支給量については、利用者及びその介護者の状況等から一定の基準を持って決定しますが、利用者の状況によって基準量で不足する場合には、区と健康福祉局が事前協議を行って審査会の意見を求めて支給決定を行うなど、柔軟な対応を行っています。また、重度の障害のある方が地域で生活できるよう、在宅サービスの充実等を国へ働きかけてまいります。今後とも必要なサービスが安心して利用できるよう取り組んでまいります。
第1部 第1章	計画の基本的考え方	「地域での自立生活の推進を支援」と書かれているが、自らの意志に基づいたライフスタイルを確立していくことを目指すには、それが実現できるようなサービスと支給量が必要である。	障害のある方が地域で生活していくためには、障害福祉サービスの提供体制が整備されることとあわせて、利用者の生活ニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉等の多様な支援を一体的・継続的に提供することが必要です。障害のある方自身のライフステージの変化や家庭環境の変化などにより、一定期間、集中的に支援を行うことが必要な場合や、家族の障害、疾病等の理由により障害福祉サービス事業所との連絡調整ができない場合には、指定相談支援事業所の相談支援専門員が、相談者の生活全般にかかる相談を受けながらサービス利用計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう障害福祉サービス提供事業所との連絡調整等を行っております。区を圏域として各種事業所や専門機関の幅広い参画を求めて支援ネットワークの構築を図ります。
第1部 第1章	計画の基本的考え方	障害者を保護の対象、権利の客体としてではなく、権利の主体として捉えたい。うで、全文を見直すべきである。第1部第1章において、計画の基本方針が述べられているが、そこでも「個人としての尊重」が述べられているが、「権利」について述べられていない。 次のように改めてはどうか。 「すべての市民は障害の有無にかかわらず、基本的人権を持ったひとりの人間として尊重されるものです。障害者はとりわけ基本的人権を奪われたり無視されてきました。障害を理由として分け隔てられたり、排除されることなく、人格と個性を尊重し合いながら共に住民として地域で生活することができるよう支援を進めます。」	障害者基本法の改正や、そこに至るまでの議論等をふまえ、障害のある人を権利の主体として捉えて計画を作成しています。個人としての尊重についても、基本的人権を持ったひとりの人間として尊重する旨、記述しています。また、第1部第3章「4 権利擁護の視点に立った取組の推進」においても、障害のある人自身が権利の主体であると同時に社会生活を営む主体者であることを自覚し、権利侵害に対し自ら主張していく力をつけていけるよう、支援する旨、記述しています。
第1部 第2章	大阪市のこれまでの取り組みと今後の方向性	第1部第2章 大阪市のこれまでの取り組みと今後の方向性 1 大阪市のこれまでの取り組み の第1段落で、障害のある人の機会平等、権利平等がすでに実現されているかのような表現になっているので、訂正が必要。	次のように修正します。 「大阪市障害者支援プラン」を策定し、具体的な数値目標を示し、障害のある人の機会平等・権利平等の実現と自立生活の確立を目指した着実な施策の推進を図ってきました。

パブリックコメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

章番号	章	ご意見の要旨	本市の考え方
第1部 第3章	計画推進にあたっての基本的な方策	「障害者の単身生活者の増加を踏まえ、支援のあり方についての検討を進めます」と書かれているが、1人ひとりがどの事業所と関わり、どのようなサービスを受け、どのような生き方をしている、その人らしく生きるにはどのような支援・サービスを必要としているのか、という個別性を持った支援のあり方と必要な支給量について検討してもらいたい。	障害のある方が地域で生活していくためには、障害福祉サービスの提供体制が整備されることとあわせて、利用者の生活ニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉等の多様な支援を一体的・継続的に提供することが必要です。 障害のある方自身のライフステージの変化や家庭環境の変化などにより、一定期間、集中的に支援を行うことが必要な場合や、家族の障害、疾病等の理由により障害福祉サービス事業所との連絡調整ができない場合には、指定相談支援事業所の相談支援専門員が、相談者の生活全般にかかる相談を受けながらサービス利用計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう障害福祉サービス提供事業所との連絡調整等を行っております。 区を圏域として各種事業所や専門機関の幅広い参画を求めて支援ネットワークの構築を図ります。
第1部 第3章	計画推進にあたっての基本的な方策	「1人ひとりのライフステージに沿った支援が途切れることなく提供できるよう・・・連携した支援体制を構築」と書かれているが、病気が進行したとき、実際に途切れることのない支援があったかという、支給量の問題・医療情報の少なさ・手続の時間の問題などにより、支援が足りなく、苦しんだ時期があった。区や市の方で、障害者1人ひとりときちんと向き合い、サービスが途切れる危機などがないようにしていただきたい。	
第1部 第3章	計画推進にあたっての基本的な方策	ライフステージに応じた「家族」支援として 子育て開始期→教育期間→就労・分離・自立に向けて障害発達をどのように見据えて環境づくりの支援を展開していくか、その際にまず身近な理解者であり支えとなる家族とのあり方を支える援助、適切な情報提供をはじめとする家族に対する種々の支援についても多面的に考慮されたい。	
第1部 第3章	計画推進にあたっての基本的な方策	第1部第3章 計画推進にあたっての基本的な方策 3 多様なニーズに対応した支援 の一つ目の・について、 「重症心身障害、重度・重複障害、高次脳機能障害、強度行動障害や発達障害のある人などの、」とあるのを、「～発達障害のある人などを含む、」と変更されたい。	「発達障害のある人など」と限定した表現にはしていないので、意味は同じと考えます。
第1部 第3章	計画推進にあたっての基本的な方策	第1部第3章 計画推進にあたっての基本的な方策 5 支援の担い手の資質の向上 の二つ目の・について、 「障害者相談支援の担い手が専門的で障害のある人に寄り添った自立を支える支援を行えるよう、」とあるが、詰め込みすぎなので、「障害者相談支援の担い手が障害のある人に寄り添った支援を行えるよう、」ぐらいにしておくべき。	支援の担い手の専門性と、自立を支える支援は共に重要な言葉であるので、削除はしないこととさせていただきます。
第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	スポーツについては、具体的であるが、文化活動については記述に具体性がない。	障害のある人が文化活動に参加しやすいように、各種ホール・施設について安全の確保や利便性の向上を図ることや、障害の状況やライフスタイルに適したレクリエーションの開発、普及に取り組むこと等記述しています。

パブリックコメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

章番号	章	ご意見の要旨	本市の考え方
第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	人工呼吸器と胃ろうによる栄養で在宅療養生活をしており、24時間介護が必要です。介護保険を使いきっても夜の介護者の睡眠が保障されないの で、自立支援法の適用を受けている。しかし、こういった場合にこのような制度があることも知らなかった。もっと制度を活用できる広報が必要である。 地域活動支援センターも各区にあるわけではないし、増やす計画もないようなので、障害があっても在宅で生活できるようにきめ細かいフォローが必要である。重度訪問介護も一人平均月154時間の利用時間のようであるが、もっと増やした計画としてもらいたい。短期入所ももっと多くの人が利用できるよう施設の増加と利用日数の増加が必要である。	福祉サービスの適切な利用ができるよう、情報提供や支援者の資質の向上等、サービス利用の支援を進めます。 重度訪問介護の支給決定につきましては、利用者の障害の状況等に 合わせて支給決定を行っております。 短期入所につきましては、サービス基盤の確保のため、国に対して制度の見直し等を働きかけていきます。
第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	使いやすいサービス、安価なサービスをお願いしたい。	福祉サービスの適切な利用ができるよう、情報提供や支援者の資質の向上等、サービス利用の支援を進めます。 福祉サービスの利用者負担については、これまで様々な軽減措置が行われており、利用者の負担能力に応じた負担とされています。 今後とも必要なサービスが安心して利用できるよう取り組んでまいります。
第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	保護者への支援がもっと必要である。特に経済的支援が必要である。	
第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	区相談支援センターが真に中心的役割となり、地域のネットワークを構築するために、その対応レベルの向上のための職員研修は地元の地域活動支援センターや事業所などでの実習を必須に取り入れてもらいたい。現場と障害特性をよく知る必要がある。	ご意見をふまえて、効果的な研修のあり方について検討してまいります。
第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	ケアホーム設置の困難さ、障害程度区分の認定精度の低さ、夜間・入院時の加算が現実に見合わないことについて、国への働きかけを継続してもらいたい。	グループホーム・ケアホームの設置促進等を図るため、国への働きかけを継続してまいります。
第2部 第2章	地域での暮らしを支えるために	精神障害者の病気の再発、入院予防、就労支援を担う地域活動支援センターの安定した運営のためにはまず安全な建物の確保、人材の確保が必要。公の空き物件の利用、若い世代にとって将来設計のできる予算が必要。	地域活動支援センターの安定した運営について、引き続き検討してまいります。

パブリックコメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

章番号	章	ご意見の要旨	本市の考え方
第2部 第2章の2	地域生活への移行	長期に精神病院に入院していた方が、退院され、地域で生活していたが、病院側からの支援もなく、地域での福祉サービスも利用せずに生活し、結局自死された例がある。このような悲劇が起こらないよう、病院側は退院時の見極めをし、かつ地域の資源を知ったうえで慎重に退院促進をするべきである。単に数値目標を挙げるのではなく、退院後どのように地域生活をしているかをモニタリングするべきである。	本市では、平成14年から精神障害者地域生活移行支援事業で、精神保健福祉士等の自立支援員が、ご本人に寄り添い病院と地域の橋渡しをしながら地域移行・地域定着を目指しています。平成24年度から、改正自立支援法の中で、地域移行・地域定着支援を個別給付化することで、相談支援体制を強化することになります。今後、広く地域移行される方の福祉サービス利用の推進を図り、地域定着支援においても支援機関が連携しながら、見守り強化を図ってまいります。
第2部 第3章	地域で学び・働くために	大人になってから発達障害と診断された場合、もうどこにも行き場がない。家族や家庭教師からさえ不当な扱いを受けていることが多い。発達障害児だけでなく、成人した者に対しても適切且つ妥当な支援、配慮がうかがえる内容が必要。	ご指摘のような課題は、認識しており、第2部第3章「地域で学び・働くために」の現状と課題、9段落目にも記述しております。この計画に記述している「発達障害のある人」とは、発達障害児だけでなく、成人した方に対しても同様です。今後とも発達障害のある人に利用可能な支援を周知するとともに、発達障害に対する理解促進を図ります。
第2部 第3章	地域で学び・働くために	特別支援学校のスクールバスで通学しているが、自宅からスクールバスの停留所までの移動に対する支援がない。介助している家族の体調不良時には、送迎ができず児童を欠席させる事態になっている。日常生活においても送迎時間に家族のスケジュールが拘束され、仕事に就くにも制限を強いられている。国に対してより一層の働き掛けをお願いすると同時に、制度が拡充されるまでの間、移動支援事業において通学利用を認めてもらいたい。	スクールバスにつきましては、各校の実情に応じたコースの変更、停留所の合理的設置等で通学時間の短縮に努力し、円滑な運航に努めているところです。また、自宅とスクールバス停留所までの移動につきましては、安全面の確保を最優先と考え、保護者の皆様等の送迎を原則として、ご理解、ご協力をいただいております。移動支援事業につきましては、通学利用していただくことはできませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により、通学及び日中活動の場への送迎ができない場合に限り、緊急避難的な対応として一定期間について利用を可能としています。
第2部	地域で学び・働くために	障害者の雇用を広げて欲しい。特に福祉施設への雇用を増やして欲しい。	第2部第3章「地域で学び・働くために」において記述しているように、障害者の雇用促進を図ります。
第2部 第3章	地域で学び・働くために	市職員の障害者雇用の年齢制限を撤廃してほしい。	身体障害者を対象とした採用試験については、長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者を雇用する必要があるため、他の採用試験と同様に年齢制限を設けていますが、国や他都市の動向を踏まえつつ、必要に応じて検討します。

パブリックコメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

章番号	章	ご意見の要旨	本市の考え方
第2部 第3章	地域で学 び・働か ために	「一人ひとりの生きる力の獲得」という文言を頻出させてもらいたい。例え ば、「第2部第3章 地域で学びはたらくために」の2(2)義務教育段階にお ける教育の充実 ア 共に学び共に育ちあう多様な教育の展開 3つ目の・を変更 ・障害のある者となない者との豊かな関係づくりを図る中で、一人ひとりの生 きる力を養います。 また、現状と課題の中の「不登校への対応」の後ろの段落に「そして、一人 ひとりの生きる力の獲得、共に生きる姿勢の養成が、全ての学びの場にお いて常に実践されるよう努力する必要があります。」	平成23年3月に策定した「大阪市教育振興基本計画」で施策の基本 方向1として『こどもの「生きる力」をはぐくむ教育活動を推進します』を 示しております。 この基本方向を受け、「自立する基礎力の形成と個性・創造性の伸長」 という観点から、特別支援教育に関する施策として「障害のある子ども の可能性を伸ばし、自立を支援する教育の充実」を掲げ、目標を「一人 ひとりのニーズに応じた指導・支援を工夫し、自立に向けて可能性を最 大限に伸ばします」と設定しております。 本市としましては、ご指摘の「一人ひとりの生きる力の獲得」につきまし ては、個々の項目の中で文言の表記をしておりますが、「大阪市教 育振興基本計画」の根幹部分として、全体に関わる内容であると認識 しております。
第2部 第3章	地域で学 び・働か ために	第2部第3章 地域で学び・働くために (2)義務教育段階における教育の充実 ア 共に学び共に育ちあう多様な教育の展開 の1つ目の・について「就学 先の決定については、本人・保護者の意向を十分に尊重するとともに」とあ るのを、「就学先の決定に当たっては、本人・保護者の意向を十分に尊重 し、少なくとも地元の小・中学校が受け入れに消極的な姿勢を見せること によって本人・保護者が地元の小・中学校を回避することのないようにする とともに」と訂正	本市においては、障害のある児童・生徒は、まず居住地の学校の児 童・生徒として位置づけられるとともに、各小・中学校では「個別の教育 支援計画」および「個別の指導計画」を作成・活用して、児童・生徒一人 ひとりのニーズに応じた教育に取り組むなど、「地域で共に学び共に育 つ教育」を推進しております。就学先の決定に際しては、今後も引き続 いて本人・保護者の意向を十分に尊重して決定してまいります。
第2部 第3章	地域で学 び・働か ために	第2部第3章 地域で学び・働くために 1 現状と課題では、5段落目の最後で「高等学校での受入れのあり方につ いては、引き続き検討する必要があります。」となっているが、施策の方向 性では、「平成18年度より2校で実施している知的障害者生徒自立支援 コース入学者選抜を継続して進めていきます。また、高等学校での受入れ の拡大については引き続き検討を行います。」となっており、表現が異なっ ている。 「あり方を検討する」で統一すべき。	「高等学校での受入れのあり方については、今後、引き続き検討する 必要があるため、現在、2校で実施している知的障害者生徒自立支援 コースを継続して実施するとともに、高等学校での受入れ拡大につい て、あり方を含め引き続き検討を行う。」という趣旨です。
第2部 第3章	地域で学 び・働か ために	第2部第3章 地域で学び・働くために (2)義務教育段階における教育の充実 イ 教育諸条件の整備・充実 5つ目の・について、 「医療的ケアが必要な児童・生徒が、地元の学校で安心して共に学ぶ教育 が受けられるように、「指導看護師」を常置「登録事業者」として必要な事 業が行える学校を整備します。」と文言を追加すべき。	現在、地域の小・中学校には看護師資格のある看護指導員が巡回し、 医療的ケアの実施、教職員下の指導、研修、緊急時の対応及び助言、 泊行事への付き添い等を行っています。平成24年4月より「社会福祉 及び社会福祉士法の一部を改正する法律」が施行されることを受け、 学校現場における医療的ケアの必要な児童生徒への対応につい ては、府と連携しながら検討しているところです。

パブリックコメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

章番号	章	ご意見の要旨	本市の考え方
第2部 第3章	地域で学 び・働いた ために	<p>第2部第3章 地域で学び・働くために (8)福祉施設からの一般就労 イ 障害者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携強化 「市内7箇所の障害者就業・生活支援センター」とあるが、7箇所から増やす ことをしないことの宣言ととれる。7箇所という文言を削除すべき。</p>	<p>増やさないという趣旨ではありません。</p>
第2部 第3章	地域で学 び・働いた ために	<p>第2部第3章 地域で学び・働くために 冒頭に、「地域で共に育ち、共に学び、共に生きることを基本とした教育、保 育の推進に努めています。」とある。また、続けて「平成19年度から本格実 施された特別支援教育を受けて、各校園の発達障害を含めた・・・障害のある 乳幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた教育・保育の推進に努め てきています。」とある。しかし、実際のところ一人ひとりのニーズに応じた教 育には程遠いのが現状である。支援学校に通うほどではないが、地域の小 学校では支援が必要な子どもは、実際のところどちらの支援も受けられて いない。支援学級に在籍しているも、先生の手は重度の児童にとられてしま い、置き去りになりがちで公平とは思えない。学習支援についても、ほんの 少し教材を工夫したり、声かけをすることで一斉指導の事業にも参加でき、 内容も理解できるのに、そういった支援を受けることもできない。しかし、理 解できないわけではないので、できる限り過程でサポートしているが、負担 は大きく、親子関係にも影響してくる。障害のない子ども(学力的にはそう違 いはない)であれば、学習の遅れに学校側でフォローがあるが、障害がある 子どもは学習ができないことに危機感を持ってもらえず、「できなくて当たり 前」ととらえる。こういう状況なので、支援学校で支援を受ければ学力を伸 ばすことができるのかとも考えるが、支援学校も定員いっぱいオーバーフ ロー気味になっている。 特別支援教育が本格実施されて4年が過ぎるが、個別の指導計画、教育 支援計画については、本来保護者と一緒に作成していくはずのものである のに、保護者に開示すらされていない。支援学級の担当となっている教諭 であるからといって、専門性があるわけでもなく発達検査の結果の見方もご 存知ないような状態では「地域で学ぶ」ことなどできない。子どもの成長は 待ってくれない。「一人ひとりのニーズに応じた教育」を施すために、教員の 資質向上が急務であり、具体策を講じられることを切に望む。</p>	<p>特別支援教育に関する教員の資質向上に関しましては、教育センター において、校園長をはじめとした教職員への研修を実施しており、各校 園の特別支援教育推進の核となる特別支援教育コーディネーターを対 象にした研修等においては「個別の指導計画」や「個別の教育支援計 画」に関する内容も必ずとりあげております。教職員研修につきまして は、よりいっそう充実したものとなりますよう、今後も、引き続き努めて まいります。</p>

パブリックコメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

章番号	章	ご意見の要旨	本市の考え方
第2部 第3章	地域で学 び・働くた めに	<p>大阪市内の地域活動支援センターで支援員をしているが、「大阪ハートフル商店街」の認知度が上がり盛り上がりつつあるような支援をお願いする。「大阪ハートフル商店街」とそのアンテナショップである「トルテ」がうまく連動して、認知度を上げていくために大阪市のホームページで積極的に広報してもらいたいし、「大阪ハートフル商店街」のサイトにリンクしてもらいたい。サイト自体も魅力的で見易くなるように、デザインの更新ができるようにしてもらいたい。そして、「トルテ」継続のための支援も引き続きお願いする。各施設ともぎりぎりの職員体制の中で、多くの障害者の仕事創出・やりがい創出と、商品としての魅力や完成度という難しい側面を両立させるために日々悪戦苦闘している。府市統合ということで大阪府工賃倍増計画推進事業の取り組みも参考にされたい。福祉施設のための努力だけでは採算がとれて当事者に多くを還元できるような事業展開は困難であり、商品開発や製造技術、システム、営業等、外部、特に企業との連携が重要である市長が顔となって大阪市内の授産製品や障害者に関心を持つ方が増え、企業とのコラボで大阪市の名産となるような面白いモノを作るとか、斬新な取り組みができるような支援をお願いする。</p>	<p>「大阪ハートフル商店街」や「トルテ」に関する広報につきましては、サイトの運営を開始した平成21年から市政だよりにて紹介しているほか、市役所庁舎で授産製品の販売会を行ってまいりました。また、大阪市ホームページから「大阪ハートフル商店街」へリンクもしています。 (http://www.city.osaka.lg.jp/shimin_top/category/720-8-3-0-0.html) サイトデザインの更新につきましては、現在、事業委託先にて行っているところですが、更新が速やかに行えるよう、サイトを参加施設の自主運営にすることを検討しています。 企業との連携につきましては、専門学校と連携し、生徒から「トルテ」の運営の企画をいただきました。 今後も「大阪ハートフル商店街」及び「トルテ」の認知度の向上等に取り組んでまいります。</p>
第2部 第3章	地域で学 び・働くた めに	<p>教職員の資質の向上には、地域の実情を知るために、地域の障害者支援センターでの実習を進める。また冊子の配布のみでは人権侵害の解決を図る取り組みとは言えない。現場の声、当事者の声を聞くべき。</p>	<p>教職員の初任者研修と10年次研修で「社会体験研修」を実施しています。その実習の中には、障害者会館や地域活動支援センター、障害者小規模作業所等が含まれており、実習を行った教職員には、地域の実情を理解するとともに、その体験を教育活動に活かすよう指導しております。また、教育センターで実施している特別支援教育研修会においては、障害のある方、支援者の方、障害のある子どもさんの保護者等から直接お話しを機会を設けるように努めております。 冊子を積極的に活用し、子どもたちに精神障害者への理解を深めることができるよう、引き続き学校園に連絡してまいります。 各学校園では、子どもたち一人ひとりについて、本人や保護者からの聞き取りや提供いただいた資料などから、健康状態や生活背景などを十分に把握し、適切な支援を進めております。今後も、個別の支援計画・指導計画の作成並びに充実をすすめ、必要な支援に取り組んでまいります。</p>
第2部 第3章	地域で学 び・働くた めに	<p>障害について、学ぶ機会を増やす必要がある。PTAの役員をしたり、障害のある子どもの保護者と仲良くなれない限り障害について考える機会がない。</p>	<p>本市の養護₂養育基本方針には、「障害及び障害のある幼児・児童・生徒を取り巻く状況について、すべての幼児・児童・生徒が理解を深める取り組みをすすめる。またPTA活動などを通じて地域社会の理解・啓発を図る取り組みをすすめる。」と示しています。これを受けて各校園で創意工夫しながら具体的な取り組みを進めるとともに、PTAの人権啓発で障害について学ぶ、地域社会への働きかけとなる取り組みをすすめる等、努めております。</p>

パブリックコメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

章番号	章	ご意見の要旨	本市の考え方
第2部 第3章	地域で学び・働くために	鶴見橋中学校区・梅南中学校で行われているプレジョブ活動の推進を各地区でも広げれば就業支援につながる。	地域での様々な取組に対する効果的な支援について、今後とも研究してまいります。
第2部 第3章	地域で学び・働くために	地域活動支援センターから就職した者について、報酬の加算があるが、加算は最終的に所属していた機関にしか算定されない。実際には就労支援ネットワークを活用して就職するので、総合的な支援についての成果としての加算方法を検討してもらいたい。	ご意見で言われているように、本市の地域活動支援センター事業(活動支援A型)には、支援強化事業費の中に就労支援事業があります。本事業の具体的な内容は、地域活動支援センターの退所に先立って、居宅等を訪問し、利用者やその家族に対して相談援助等を行い、一般企業等や障害福祉サービス事業所との連絡調整を行うなど、就労に対して総合的な支援を行っていただくこととしており、事業実績として前年度の利用者2名以上が一般企業等への就労や障害福祉サービス事業の就労移行支援及び就労継続支援A型への利用の実績を有する場合は条件とする制度となっておりますので、ご意見のような地域活動支援センターが直接の就労の実績を持たない場合、加算対象とはできないと考えております。
第2部 第4章	住みよい環境づくりのために	防災対策に関して、どれだけの障害者の方がどのような困難を体験されたか、命を失われたか、関連下含めてできるだけ情報を入手して公としての対策を練ってもらいたい。自助・共助・公助の連携は必要であるが、災害発生時の時間によってその連携の形も変わるという視点を持ってもらいたい。災害発生時の時間について、早朝・昼間・帰宅時・夜間等想定して計画・訓練することが肝要である。	災害時要援護者の避難支援につきましては、東日本大震災における避難事例等を参考に、災害発生時間に考慮した訓練が実施できるよう、自主防災組織の支援を行います。
第2部 第5章	地域で安心して暮らすために	大阪府が平成23年3月に発行した「医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)等の地域生活支援方策に係る調査結果報告書」の内容も検討すべきである。	ご意見を受けて、医療的ケアを必要とする障害のある人の地域での生活を支えるための支援体制の構築を検討するうえで、「医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)等の地域生活支援方策に係る調査結果報告書」の内容も含めて検討します。
第2部 第5章	地域で安心して暮らすために	「医療的ケアを必要とする障害者の生活を支える支援体制の構築」と書かれているが、今支給されている大阪市の支給量だけでは、今の地域での生活は大変難しい。実際に医療的ケアを受けながら生活し、苦しんでいる者がいるということを理解し、支援の在り方を構築してもらいたい。	計画にも、大阪府と連携を図りながら、医療的ケアが必要な人への支援体制の構築について検討を進める旨追記します。また、重症心身障害者(児)を含む重度の障害がある方が地域で生活できるよう、在宅サービスの充実等を国へ働きかけます。
第2部 第5章	地域で安心して暮らすために	クモ膜下出血で倒れてから、リハビリを利用していましたが、急性期を過ぎると報酬が安いから病院の都合で受け入れてもらえなくなった。継続してリハビリを受ける事ができる道を開いてほしい。	第2部第5章「地域で安心して暮らすために」において記述しているように、地域におけるリハビリテーション・医療の充実を図ります。

パブリックコメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

章番号	章	ご意見の要旨	本市の考え方
第3部	障害福祉計画	障害があっても地域で自然に生活できる社会でありたいが、地域での受け皿は不十分であり、その中で社会的入院等減らすとますます厳しい状況が見える。サービス量、予算ともに不十分と思われる。	障害のある人の地域での生活を支えるサービスの基盤整備を進め、必要なサービス量を確保していきます。
第3部	障害福祉計画	18ページに「手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を推進します。」とあるが、要約筆記者の養成についてどこにもふれられていない。要約筆記奉仕員の養成に関しては95ページに記載されているが、要約筆記者と要約筆記奉仕員は異なるもの。奉仕員の養成のみで筆記者の派遣は推進できない。厚生労働省が平成23年3月末に出した、要約筆記者養成カリキュラムに準じての養成が大阪市でも計画されるべきである。	要約筆記者の養成は都道府県業務とされており、大阪府で実施されていますので、本計画の範囲には含めておりません。
その他		問い合わせ等を行っても期待通りの結果が得られないことや、尻切れになることが多い。たて割り行政の弊害を解消する方策を考えて欲しい。	ご意見をふまえて、部署間の連携、職員の資質の向上に努めます。
その他		息子は、小耳症、外耳道閉鎖症であるが、聴力は65デシベルで国のボーダーラインである70デシベルをわずかに下回っているため、障害者手帳がもらえず、福祉支援を受けられない。同じ障害で同じ支援、手当が必要なのにわずかに70デシベルを超えている人は手帳があり、福祉支援を受けている。30デシベル以上の難聴者は、将来自立した社会生活を送るため、補聴器の装着と聴覚支援学校への通学が必要であると医師からも薦められるにもかかわらず、70デシベルというボーダーラインは69デシベルの難聴者と0デシベルの健聴者を同じくくりにしている。聴覚特別支援学校早期教育に通っているが、教育は親付き添いであるため少ししか働くことができず、他の兄弟の保育や経済的な負担・不安がのしかかる。現在、聴こえに困っている人は1000万人を超えるといわれているが、聴覚障害で手帳を持っている人は35万人しかいないとのこと。このような福祉の谷間が発生する原因は、障害者の定義が「医療モデル」であるため。障害者の定義が「社会モデル」に変わり計画に「軽度・中等度難聴児への福祉支援」が盛り込まれて実現されることを切に願う。	平成23年に改正された障害者基本法においては、障害者は「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義され、「社会モデル」に転換されています。現在、国において制度の谷間を生まない総合的な障害者福祉法制を作るとして検討が進められており、その動向を注視しているところです。また、本市では、「難聴児補聴器給付事業」として身体障害shあ手帳の交付対象とならない中等度の難聴児に補聴器購入費の一部を支給する事業を行っています。
その他		サービス供給体制の見通しの障害者数について、精神障害者の人口は他の障害者と同様手帳取得者の人数となっているが、精神障害への理解が進まなかった歴史、啓発の不足から取得者の数と現実には障害のある人の人口に乖離があることにふれるべき。	精神保健福祉法第5条の「精神障害者」の定義には、精神障害者保健福祉手帳の所持が規定されておりませんので、精神障害者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数に差異があるのはご指摘のとおりです。ただ、サービス供給体制の見通しにかかる精神障害者数については、精神障害者保健福祉手帳所持者交付台帳登録数を根拠としていますので、表現を「精神障害者手帳所持者数」に修正します。